

## 各論における「前期計画の概況、課題」、「子育て支援プラン推進協議会委員の意見」、「国の指針」整理表

### 第1節 地域における子育ての支援

#### ○ 前期計画の概況、課題

| 概況  |
|---|
| <p><b>【第2節 子育てにかかる負担感の軽減】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 子育ての不安感や負担感を感じている親が約46%となっている。</li><li>② 悩みや不安の相談先は、親族や知人が多い。相談総合窓口の開設や電話相談の実施など相談体制は構築しているが、県民への一層の周知が必要。</li><li>③ 子育て情報に関しては、親族、知人及び保育所から入手するケースが多い。子育てハンドブックの作成・配布や子育てネットなどにより子育て情報を発信しているが、子育てに必要な情報が効果的に提供できるよう内容の見直しが必要。</li><li>④ 子育て支援センター等については、設置数が目標を下回っているが、認知度や利用希望は過半数を超えおり、今後とも充実が求められる。</li><li>⑤ 経済的負担の軽減については、乳幼児医療費が平成20年度より窓口無料化がとなり、負担感の軽減が図られた。その他の事業についても、概ね計画どおりの進捗状況となっている。</li></ul> |
| <p><b>【第3節 次代を担う子どもたちの健全育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 人とのふれあいに関する各種事業については、着実な進捗が図られ、廃止された事業についても当初の目的は達成されている。今後とも市町村や各種団体と協力し、継続して実施する必要がある。</li><li>② 自然とのふれあいに関する事業は、数値目標を大幅に超える事業もあり、全体として着実な推進が図られている。引き続き、山梨の特性である豊かな自然を活用した子ども達の健全育成が求められる。</li><li>③ 若者への就業支援など自立促進に向けた取り組みは、概ね進捗が図られているが、厳しい雇用情勢が続く中で、次代の親となる若者の就労支援などの対策を進める必要がある。</li><li>④ 青少年の育成環境の整備は、教育委員会や警察等の関係機関の協力のもと、順調に事業が進捗している。</li></ul>   |

## ○ 子育て支援プラン推進協議会委員の意見

### 子育て支援プラン推進協議会委員の意見

- 子育てに関する相談体制、情報提供などが効果的に実施できるよう県民からの声（提案）を聴取し、事業内容の改善を図る必要がある。
- 子育て支援コーディネーターの個々の資質向上や更なるレベルアップを目指すため、コーディネーター研修終了者を対象にフォローアップ研修及びコーディネーター同士のネットワーク化が必要と思われる。
- 高校生のインターンシップ事業は、生徒の進路意識や勤労観・職業感の育成が大きな課題となっている。実際的な知識や技術・技能に触れることを通して主体的に進路を選択決定する態度や意志・意欲などを培うことのできる教育活動として重要な意味を持っているため、関係機関と連携を取り事業継続を図る必要がある。
- 若者の職業意識の醸成を図るためには、知識の習得とともに複雑で互いに依存し合っている現代社会の中で何を仕事とし、どんな形で社会に参加していくのか見つける手助けを公教育の中で果たす必要がある。
- 保育所・幼稚園等デイサービスを利用していない子ども家庭を視野に入れたサービスはまだ不十分である。住民の身近なところで小規模で地域の社会資源（人材）を活用してきめ細かく設置される必要がある。
- 子育て支援コーディネーター養成については、全市町村に必要数が確保されるよう量的確保が課題であり、その質においても専門性が要求される分野であり講座内容の検討及び認定後の研修制度が必要である。
- 児童館の設置は推進されてきているが、年長児童まで視野に入れた児童館活動やフィールドワーカーとしての児童厚生員の質的的配置が課題である。
- 専門の相談機関の敷居が高く相談に行く時には、問題がかなり重篤化しているケースが多い。身近なところで気軽に相談し、専門家にきちんとつなげるような知識を有した人材の育成と活用、周知が必要。（主任児童委員・子育て支援コーディネーター・子育てサポーターなど人材育成されていても活用されていない）
- 子育て支援センターやつどいの広場などの設置と質の向上が必要である。
- 医療費の窓口無料化は負担感の軽減になっている。
- 生まれてすぐからの相談先を確保。専門機関も必要だが、子育ての仲間づくりも大切だと考える。地域の預け先の確保など子育て情報は、子育てファミリーに有効な情報と一緒に届けて身近においてもらう。

## ○ 国の指針

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

|      |   |
|------|---|
| 国の指針 | <p>子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人材の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。</p> <p>また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。</p> |
|------|---|

### (2) 子育てにかかる負担の軽減

|      |  |
|------|--|
| 国の指針 | <p>子育て支援サービス等の質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスの都道府県の区域におけるネットワークの形成を促進するとともに、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の先進的な取組事例を収集し、情報提供する等の支援を行うことが望ましい。</p> |
|------|--|

### (3) 児童の健全育成

|      |   |
|------|---|
| 国の指針 | <p>児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等との連携・協力体制の構築を図ることが必要である。</p> <p>また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p> |
|------|---|

## 第2節 保育サービスの充実

### ○ 前期計画の概況、課題

| 概 況   |
|---|
| <b>【第1節 多様な保育ニーズへの対応】</b><br>① 約61%の保護者が保育サービスを利用している。保育所の統合・廃止等もあるが、市部を中心に保育所の新設もあり、在籍児童数は増加している。本県では、通常保育における待機児童はいない。幼稚園における預かり保育については拡大している。<br>② 延長保育、夜間保育及び休日保育など特別保育に関しては、地域によっては、ニーズが限られているケースもあり予定どおりの進捗状況に達していない。<br>③ 放課後児童クラブは、数値目標を超え、待機児童も減少しているが、平成21年度においても100名以上が待機している状況であり、更なる充実が必要。 |

### ○ 子育て支援プラン推進協議会委員の意見

| 子育て支援プラン推進協議会委員の意見  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 通常保育の実施については、未満児（3歳）の保育ニーズは増加傾向であるため引き続き促進を図る必要がある。</li><li>○ 幼稚園の預かり保育については、幼児教育のさらなるニーズに応えるため事業未実施の園に協力を求め、着実に目標を達成する必要がある。</li><li>○ 延長保育の実施については、地域性を考慮し、市町村・保育所と連携を図るなど継続して促進を図る必要がある。</li><li>○ 必要に応じて保育園・幼稚園に看護職員の配置促進策を検討する必要がある。</li><li>○ 国のメニューのほとんどが働く母親の視点で構成され、子育て支援は母親の社会参加を促すものとなっている。家庭内の虐待が象徴する家庭内の養育不全の進行はますます重篤化してきている。即ち、子どもの権利（発達権）と親の権利が対立状況にある今日の養育実態も視野に入れた保育ニーズへの対応が課題となる。</li><li>○ 放課後児童クラブについては、十分な広さのないところがまだまだ多い、また、指導員の質の向上と確保が課題である。</li><li>○ 待機児童がないというのは本当か。仕事に復帰のために年度の途中から預けようとした人が入れずに復帰時期を延ばすケースはよく聞きます。</li><li>○ 「本県では、通常保育における待機児童はいない。」と記述されているが、平成20年度事業進行管理表の通常保育に関する進捗率は3割未満であること、また「未満児保育のニーズは増加している」という記述とも矛盾するように思われる。例えば、未満児保育がない、あるいはいっぱいなので就職あるいは就業継続をあきらめている”潜在的待機”の保護者は住民ニーズ調査からも存在することが読み取れることから、通常保育を利用したいというニーズはあるのではないか。</li><li>○ 第三者評価事業と認可外保育施設職員の健康診断の実施の進捗率が非常に低い。ともに「質的充実」に直接関わる項目であり、この点にきちんと触れておくべきであろう。</li></ul> |

## ○ 国の指針

### (1) 保育の充実

|                  |   |
|------------------|---|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>また、認定こども園の設置促進など地域や職場の実情に応じた取組を推進していくことが重要である。</p> <p>さらに、区域内に待機児童が多い市町村を有する都道府県においては、市町村と連携を図りつつ、都道府県保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。</p> <p>市町村と連携を図りつつ、広域的な観点から保育サービスの充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。</p> |
|------------------|---|

### (2) 保育の質の向上

|                  |  |
|------------------|--|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保などに努めることが必要である。</p> <p>なお、質の向上に当たっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、都道府県行動計画にもその内容を反映させることが期待される。</p> |
|------------------|--|

## 第3節 親と子の健康の確保及び増進

### ○ 前期計画の概況、課題

| 概 況   |
|---|
| <b>第5節 親子の健康増進と小児医療の充実</b>  |
| ① 母と子の健康づくりに関する各種事業に関しては、着実な推進が図られている。引き続き関係機関と協力し、事業の推進に努める必要がある。                          |
| ② 思春期における健康づくりについては、普及啓発活動等着実な事業展開が図られている。今後とも青少年の身心の健全な発達に向け薬物やたばこ対策などにも配慮しながら推進していく必要がある。 |
| ③ 食育の推進についても、各種機関の協力のもと順調な事業展開が図られている。  |
| ④ 小児医療に関しては、小児初期救急医療センターの整備などが実施され、円滑に運営されている。今後とも継続して実施する必要がある。                            |
| ⑤ 不妊治療に対する支援についても着実な推進が図られており、引き続き関係機関と協力し、情報提供や相談を進める必要がある。                                |

### ○ 子育て支援プラン推進協議会委員の意見

| 子育て支援プラン推進協議会委員の意見  |
|---|
| ○ 核家族化により、出産・育児に対する情報提供のニーズはますます高まるものと予想され、今後とも情報提供、相談体制の充実に向けた取組が必要。<br>ホームページを開かない、相談会、交流会に参加しない妊婦や保護者にどう対応していくかなど困難な課題がある。 |
| ○ 思春期における健康づくりは、教育や保健など各関係機関が連携を密に取り合い推進していく必要がある。  |
| ○ 小児初期救急医療については、適正な利用ができるよう地域で保護者たちに理解を深めてもらうような活動を進めていく必要がある。  |
| ○ 現実問題として実際に「産む」場所がない。産婦人科の増設やバースセンターの設置など身近に安心して埋める場所の確保とともに望ましいお産のスタイルを選べるような状況が必要。   |
| ○ 食育も保護者に二極化が見られる。  |
| ○ 「安心して出産できる体制の整備」の項目を付加する必要がある。  |

## ○ 国の指針

|      |  |
|------|--|
| 国の指針 | <p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実が図られる必要がある。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとするのが望ましい。</p> <p>さらに、保健所等都道府県において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p> |
|------|--|

### (1) 母と子の健康づくり

|      |  |
|------|--|
| 国の指針 | <p>安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、救急医療を必要とする未熟児及び妊産婦に対応するため、周産期医療ネットワークの整備を図る等周産期医療体制の整備を進めることが必要である。</p> <p>また、様々な機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、医療機関等に対する積極的な情報の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p> |
|------|--|

### (2) 周産期医療・小児医療等の充実

|      |  |
|------|--|
| 国の指針 | <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小児救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進することが必要である。</p> <p>治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業を着実に実施することが必要である。</p> |
|------|--|

### **(3) 思春期における健康づくり**

|                  |   |
|------------------|---|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>性に関する健全な意識のかん養を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。</p> |
|------------------|---|

### **(4) 不妊治療に対する支援**

|                  |  |
|------------------|--|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。</p> |
|------------------|--|

### **(5) 食育の推進**

|                  |  |
|------------------|--|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>「食事バランスガイド」等の食生活上の指針等を参考とした乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。</p> |
|------------------|--|



## 第4節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

### ○ 前期計画の概況、課題

| 概況   |
|--|
| <b>【第6節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実】</b>   |
| ① 確かな学力の向上に向けた取り組みについては、教育体制の整備等が進められ、着実な推進が図られている。  |
| ② 豊かな心の育成に関する事業については、目標を達成のうえ他の事業等への振替や統合により廃止された事業もあり概ね着実な推進が図られている。不登校児童に関する問題では、改善傾向が見られるため、引き続き支援を行う必要がある。 |
| ③ 幼児教育、特別支援教育の充実については、概ね着実な推進が図られている。  |
| ④ 家庭・地域の教育力の充実については、着実な推進が図られている。引き続き関係機関の連携のもと各種事業を展開していく必要がある。   |
| ⑤ スポーツ・健康教育、芸術文化活動に関する各種事業については、着実な推進が図られている。  |

### ○ 子育て支援プラン推進協議会委員の意見

| 子育て支援プラン推進協議会委員の意見  |
|---|
| ○ 学校不適応児童・生徒に対する支援について、不登校の要因が多様化・複雑化している状況であり、引き続き事業を継続して目標を達成する必要がある。   |
| ○ 「社会全体で子どもを育てる」が公教育等への過度の依存になりがちであるため、家庭・地域の教育力の充実とそれらと学校の連携の必要性がますます増大している。   |
| ○ 里山や川などで子どもたちが安心して遊べるような自然環境づくりを他の課や幼稚園・保育園、学校とも連携して行うことができないか。  |
| ○ 地域の行事参加、育成会やジュニアリーダーなど、中高生の活動が学習や部活動の忙しさなどのため、どんどん衰退していつている。学校や地域の連携を図り、地元に着して縦割り関係やボランティアなど様々な人と触れあう機会を持てる活動や仕組みが必要ではないか。      |
| ○ 教育に関する事業は長期間積み重ねが必要なので、一定の効果が見られたとしても継続して事業を進める必要がある。   |
| ○ H20 家庭教育支援基盤形成事業など身近な地域の力によって家庭の教育力の向上を図る事業が1年で打ち切られたのは非常に残念に思う。  |
| ○ 学校現場が学業以外の要素でもあまりにも忙しすぎるのが現状。もっと家庭や地域の力を借り、教師が本来の業務に専念できるよう人材の補強等が求められる。  |
| ○ 幼稚園、保育所の一体化も途中で止まっている感がある。特に都市部から外れた地域では近くに保育園しかなく、仕方なく仕事を探して入れるケースもある。   |
| ○ 赤ちゃんや子どもにふれある事業を増やしていく必要がある。  |
| ○ 不登校（小中学生）について予防の面では少人数クラスが有効と考える。現在の不登校（小中学生約1100人）については自立支援のための適応指導教室とともに民間の居場所事業も必要と考える。また、現在そういった子どもたちへの支援をしている人々への支援も必要である。 |

## ○ 国の指針

### (1) 次代の親となる若者の育成と自立促進

|      |  |
|------|--|
| 国の指針 | <p>男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。</p> <p>また、家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。</p> <p>特に、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、意識啓発や職業訓練等を積極的に行うことにより、若年者の能力開発を推進し、適職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要である。</p> |
|------|--|

### (2) 確かな学力の定着・向上

|      |   |
|------|---|
| 国の指針 | <p>◎ 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。</p> <p>また、高等学校においては、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を促すことが重要である。</p> <p>学校運営協議会制度(いわゆるコミュニティ・スクール)の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学区の弾力化、総合学科、単位制高校や中高一貫教育校等特色ある学校づくり等の取組を進めることが必要である。</p> <p>また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行うとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。</p> <p>さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。</p> <p>あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある。</p> |
|------|---|

### (3) 豊かな心の育成

|                  |   |
|------------------|---|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、農山漁村における長期宿泊体験活動をはじめとした多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。</p> <p>また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。</p> |
|------------------|---|

### (4) 幼児教育の充実

|                  |  |
|------------------|--|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要である。</p> <p>また、幼児教育の充実のため、各地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。</p> |
|------------------|--|

### (5) 家庭・地域教育力の充実

|                  |   |
|------------------|---|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>◎ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指すことが必要である。</p> <p>都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。</p> <p>教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である。また、その成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施される必要がある。</p> <p>さらに、早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えることが重要である。</p> <p>子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要である。</p> <p>このため、地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域のパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの</p> |
|------------------|---|

多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

## (6) スポーツ・健康教育の充実

### 国の指針

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。

## (7) 青少年を取り巻く環境の整備

### 国の指針

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要がある。

また、携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報や、インターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進等に努めることが必要である。

さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進することが必要である。

## 第5節 仕事と子育てを両立するための支援

### ○ 前期計画の概況、課題

| 概況   |
|--|
| <p><b>【第7節 仕事と子育てを両立するための支援】</b></p> <p>① 働きやすい職場づくりに関する各種事業については、着実に推進されているが、母親の就職希望のなかで、働きながら子育てをできる適当な仕事がないとする意見が35%程度あり、企業の子育てへの理解を一層進める必要がある。</p> <p>② 出産前後に離職した母親は、43%に上るが、その内、働きやすい環境又は保育サービスと職場の理解があれば仕事を継続できたとする意見が37%あり、保育サービスの充実とともに職場の理解を深めるための啓発活動を進める必要がある。</p> <p>③ 企業に対する支援に関する各種事業については、着実に実施されている。</p> |

### ○ 子育て支援プラン推進協議会委員の意見

| 子育て支援プラン推進協議会委員の意見   |
|--|
| <p>○ 子育てしやすい職場環境づくりについて、企業の理解を深める取組が重要であることから講習会・相談会を開催するなど引き続き育児休業等の制度導入の指導・支援が必要</p> <p>○ 子育てをしている母親たちが子どもの急病などでも安心して休んでみてやれるような代替労働ができるような制度の充実が必要である。</p> <p>○ 病児病後児保育や休日・延長保育等を増やすよりも、まず産休や育休、子どもの病気の時には休める職場体制の整備が大切</p> <p>○ 出産、育児も一つのキャリアアップや学習、成長の機会ととらえ、その期間を利用して学びを積極的に深め、それをまた職場に生かしていくという見解や、フレックスタイムや在宅ワークなど先進国にならって男性も女性も育児を十分に楽しみながら仕事も続けられるような状況になることを望む。</p> |

## ○ 国の指針

### (1) 仕事と生活の調和の推進

|      |   |
|------|---|
| 国の指針 | <p>仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていくことが必要とされている。</p> <p>このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の基に、次のような施策を進めることが望ましい。この際、市町村、地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。具体的には、都道府県労働局に設置されている「仕事と生活の調和推進会議」に積極的に参画する等により密接な連携を図ることが考えられる。</p> <p>(ウ) 仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等</p> |
|------|---|

### (2) 男性の子育ての促進

### (3) 企業に対する支援

|      |   |
|------|---|
| 国の指針 | <p>仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていくことが必要とされている。</p> <p>このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の基に、次のような施策を進めることが望ましい。</p> <p>(ア) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発</p> <p>(イ) 次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発</p> <p>(エ) 研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣</p> <p>(オ) 認定マーク(くるみん)の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進</p> |
|------|---|

## 第6節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取組

### ○ 前期計画の概況、課題

| 概 況   |
|---|
| <b>第4節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取組み</b>  |
| ① 児童虐待相談件数は、年々困難ケースを中心に増加している。引き続き、市町村や関係機関と協力した対応を行うとともに、児童虐待の早期発見に向けた啓発活動等を進めていく必要がある。            |
| ② 虐待を受けた児童については、迅速な対応と適切な保護が求められており、各種事業の進捗状況は良好である。今後とも施設の整備や里親による養育の拡充などについて、関係団体と協調し推進していく必要がある。 |
| ③ 児童の自立支援に向けた取組みに関する各種事業は着実な推進が図られている。今後とも保護者への対応等も含め、児童の関係機関と協力し各種事業を進めていく必要がある。                   |
| ④ ひとり親家庭への支援に関する各種事業は順調な推進が図られており、今後とも関係団体と協力し着実な推進を図る必要がある。  |
| ⑤ 障害児等への支援についても各種事業の着実な推進が図られている。   |

### ○ 子育て支援プラン推進協議会委員の意見

| 子育て支援プラン推進協議会委員の意見   |
|--|
| ○ 育児支援家庭訪問活動については、実施市町村が増加するよう継続的に指導・支援を行う必要がある。   |
| ○ 児童虐待については、保護した後の支援が十分出来るようなマンパワーの確保が不十分である。  |
| ○ 早期発見からも含めてきめ細かな支援ができるような体制の充実が必要である。   |
| ○ 障害児の支援についても、様々な障害に対応した療育体制の充実が望まれる。  |
| ○ 要保護児童対策地域協議会については、全市町村に設置されたが、実践については緒についたばかりであり、その役割機能の充実、実務者会議や個別ケース会議の運営のあり方等多くの課題がある。  |
| ○ 里親制度の普及・養育の拡大については、ある程度推進が見られている。しかし、対象児童の養育課題の重篤化から里子養育の困難性が問題となっている。今後は、里親・里子の養育支援のためのバックアップ機能をもった専門機関の設置拡充が必要である。   |
| ○ 親子分離後の社会的養護を担う児童養護施設は、受け皿の拡充のみに視点が向けられてきたが、家庭内の虐待や発達上の課題を抱える児童の増加などからその養育上の機能、システムに注力していく必要性が高まっている。そのため、個別化や小規模化が喫緊の課題となっている。しかし、システム論では問題解決は不可能であり、そのため、援助過程の充実、即ちケアワーカーの質的確保などが最も求められる。 |
| ○ 子どもの権利擁護の視点から児童養護施設の改善に向けたバックアップ機能が求められる。このため、援助機能を公私の協働、県内の社会資源の連携などのチームを事前に準備しておく必要がある。  |

- 児童虐待やDV等が象徴する家庭内の養育機能や地域の養育力の低下が進行し、社会的養護を必要とする児童の増加の深刻化が予想される。今後は、地域・学校・家庭においてもソーシャルワークを基軸とする家庭福祉分野の高度な専門職の配置が課題となる。山梨県立大学の人間福祉学部で子ども家庭ソーシャルワークの基礎的学習が可能であるが、今後は、本学部を基に専門職大学院等、より高度な専門職養成コースの設置を検討する必要がある。
- 虐待時の保護や里親については児童館などに一時避難できる宿泊預かり場所の設置などさらなる取組が求められる。
- ひとり親家庭が孤立しないような相談やネットワークづくり、外国人親子に対する対応やネットワークづくりなどを進める必要がある。
- 発達障害に対して正しい理解の周知と早期発見への支援、支援員の更なる増員と質の向上、発達障害者の卒業後の就労や自立支援への対策をさらに進める必要がある。

## ○ 国の指針

### (1) 児童虐待の予防と早期発見

#### 国の指針

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要がある。また、特に児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることがあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。

児童相談所が児童虐待に十分に対応していくためには、児童相談所自体の体制を強化するのみならず、市町村や関係機関との適切な役割分担及び連携を推進していくことが重要である。このため、住民に身近な市町村の体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置促進や機能強化を図るための一環として、当該ネットワークの関係者に向けた専門性向上のための研修を実施する等の市町村の支援措置を講じるとともに、地域において専門的な知識及び技術を必要とする相談支援等を行い、保護指導者の委託先となる児童家庭支援センター等を積極的に活用していくことが必要である。

児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、当該事例について地域特性を踏まえた検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、このような死亡事例等の再発を防止することが求められる。



## **(2) 虐待を受けた児童の迅速・適切な保護**

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <b>国<br/>の<br/>指<br/>針</b> | <p>児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実を図るとともに、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにするための体制の強化を図ることが必要である。</p> |
|----------------------------|---|

## **(3) 社会的養護体制の充実**

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <b>国<br/>の<br/>指<br/>針</b> | <p>社会的養護体制の質・量ともに充実を図るため、①現に児童養護施設等へ入所している又は里親等に委託されている要保護児童の人数、②児童相談所で受理した相談等のうち、現に児童養護施設等へ入所等をしていないが、入所等を必要とする可能性のある児童の人数、③一時保護所で長期に保護されている児童の人数、④児童相談所における相談対応件数の推移、⑤要保護児童の保護等に関し、積極的に取り組んでいると考えられる他の都道府県の状況その他社会的養護を必要とする児童の人数の伸び等を把握するために適当と考えられる指標を勘案して、平成二十九年度までの必要量を念頭に、後期行動計画期間の必要量を定めること。</p> <p>なお、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室の確保等すべての児童が安心して生活できることのできる環境整備等を勘案して計画を作成する必要がある。</p> <p>社会的養護体制の整備に当たっては、前記の必要量を見込むほか、次に記載する項目を参考とし、家庭的養護の一層の推進を図るとともに、権利擁護の強化や人材育成等も含め、ケアの質の確保を図るための体制確保について併せて進める必要がある。</p> |
|----------------------------|--|

### **ア 家庭的養護の推進**

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <b>国<br/>の<br/>指<br/>針</b> | <p>里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充実を図ることが必要である。また、里親委託率については、地域の実情に応じ、現在の委託率より一定以上委託率が上がるよう、目標を設定する。</p> <p>この際、児童相談所における支援の強化のみならず、里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進めることが必要である。</p> <p>さらに、小規模住居型児童養育事業について、地域における普及の状況を踏まえつつ、家庭的養護の一形態として促進を図る必要がある。</p> |
|----------------------------|---|

## イ 施設機能の見直し

|              |   |
|--------------|---|
| 国の<br>指<br>針 | <p>心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備を推進する必要がある。</p> <p>社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要がある。</p> <p>この際、見込んだ必要量に見合った必要な人材育成を進めることができるよう体制を整備する必要がある。</p> |
|--------------|---|

## ウ 家庭支援機能等の強化

|              |   |
|--------------|---|
| 国の<br>指<br>針 | <p>家庭支援機能の強化を図るためには、アで示したように、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町村や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する必要がある。この際、特に、児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携し、その委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その活用を図ることが求められる。</p> <p>また、母子生活支援施設については、その特性を活かし、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携し、母親と子どもの関係性に着目した支援を推進することが求められる。</p> |
|--------------|---|

## エ 子どもの権利擁護の強化

|              |   |
|--------------|---|
| 国の<br>指<br>針 | <p>子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取組を進める必要がある。</p> <p>このため、被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の適切な措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県においてあらかじめ対応について意識を共有するとともに、適切な対応を取ることができる体制を整備することが必要である。運用に当たっては、必要に応じてガイドラインの見直しや体制の見直しを適宜進める必要がある。</p> <p>さらに、都道府県児童福祉審議会などの体制についても、実情に応じた適切な運用が図られるよう、体制を整える必要がある。</p> <p>また、施設におけるケアの質の向上を進めるため、ケアの質についても監査できる体制を整備するとともに、施設における第三者評価の受審を推進することが必要である。</p> |
|--------------|---|

#### (4) 児童の自立支援

|                  |   |
|------------------|---|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する。この際、自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込む必要がある。</p> <p>また、これらの者が気軽に相談できる拠点を用意するなど社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制の整備を推進する必要がある。</p> |
|------------------|---|

#### (5) ひとり親家庭への支援

|                  |   |
|------------------|---|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。また、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めることが必要である。</p> <p>さらに、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めることも重要である。</p> |
|------------------|---|

#### (6) 障害児等への支援・特別支援教育の充実（障害児施策の充実）

|                  |  |
|------------------|--|
| 国<br>の<br>指<br>針 | <p>市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、自立支援医療（育成医療）の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。</p> <p>発達障害については、社会的な理解が十分なされていないことから適切な情報の周知も必要である。発達障害者支援センターについては、関係機関や保護者に対する専門的情報の提供や支援手法の普及が必要になっていることから、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報や支援手法の提供を推進することが必要である。</p> <p>また、特別支援学校については、特別支援教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。</p> |
|------------------|--|

## 第7節 子育てを安全安心にできる環境づくり

### ○ 前期計画の概況、課題

| 概 況   |
|---|
| <b>【第8節 子育てを安全・安心にできる環境づくり】</b>   |
| ① 子育てに優しい環境づくりに関する各種事業については、着実な推進が図られており、今後とも各種団体や関係機関と連携のもと各種事業を展開していく必要がある。 |
| ② 安全・安心なまちづくりの推進については、関係機関の連携のもと各種事業が着実に実施されている。                              |
| ③ 子育てを安全安心にできる環境づくりについては、関係機関の連携のもと普及啓発に関する各種事業が着実に推進されている。                   |

### ○ 子育て支援プラン推進協議会委員の意見

| 子育て支援プラン推進協議会委員の意見   |
|--|
| ○ 実際にベビーカーや小さな子ども連れで外出してみると、まだまだ不便なことも多い。現場の人たちからの声をひとつひとつ形にしていく行政の動きが今後とも求められる。それとともに施設の整備という物理的な面にとどまらず、地域社会の人々というソフト面で子育てに理解や支援のある地域作り環境づくりのための一層の啓発が行われることを望む。 |
| ○ 外出先で子どもにやさしい環境かどうかは、物的（ハード）要素と人的（ソフト）要素があり、どちらかといえば人的（ソフト）要素の法が大切だと感じる。「やまなし子ども宝物宣言」をして子どもが歓迎される社会に変えていく必要がある。   |

### ○ 国の指針

#### (1) 子育てにやさしい環境づくり

|      |  |
|------|--|
| 国の指針 | <p>住生活基本計画に基づき、深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが望ましい。</p> <p>また、子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どものいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組むとともに、子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供を進めることが望ましい。</p> <p>住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行うことが望ましい。</p> |
|------|--|

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。あわせて、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが望ましい。

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。

各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。

## (2) 安全・安心なまちづくり推進体制の整備

### 国の指針

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。

- 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施
- 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、学校と警察との橋渡し役としてのスクールサポーター制度の導入
- 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施
- 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

### (3) 交通安全の推進

#### 国の指針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進するほか、生活道路において、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進すること等が必要である。

また、妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保等について検討することが必要である。

子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児二人同乗用自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討することが必要である。